

滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）の素案 および意見・情報の募集について

1. 計画の性格

【第二種特定鳥獣管理計画】

鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画。

2. 計画策定の趣旨

カワウによる被害は、生息数の減少に伴い、森林被害や水産資源の食害も減少傾向にあるが、依然として琵琶湖および河川ではアユを中心には被害が発生している。一部地域では、カワウの分散化により被害の増加もみられ、内陸部では生活環境被害も発生している。

このため、カワウの管理については、漁業被害や植生被害、生活環境被害を軽減するとともに個体群の安定的な維持を図るために、個体群管理（分布および個体数管理）、被害防除、生息環境管理の施策を総合的に実施する。

現行の第2次計画が、平成30年3月末をもって終了することに伴い、引き続き対策を進めるため、5年間の次期計画を策定するもの。

3. 策定の経過

(1) 環境・農水常任委員会

平成29年10月3日 検討状況の報告
12月15日 素案の報告

(2) 滋賀県環境審議会等

平成29年6月20日 滋賀県環境審議会への諮問
6月～11月 滋賀県環境審議会自然環境部会において議論（3回）
滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画検討会等（3回）
滋賀県環境審議会答申

(3) 市町、関係機関、関係団体

平成29年9月～10月 説明会および協議、意見照会

4. 今後の予定

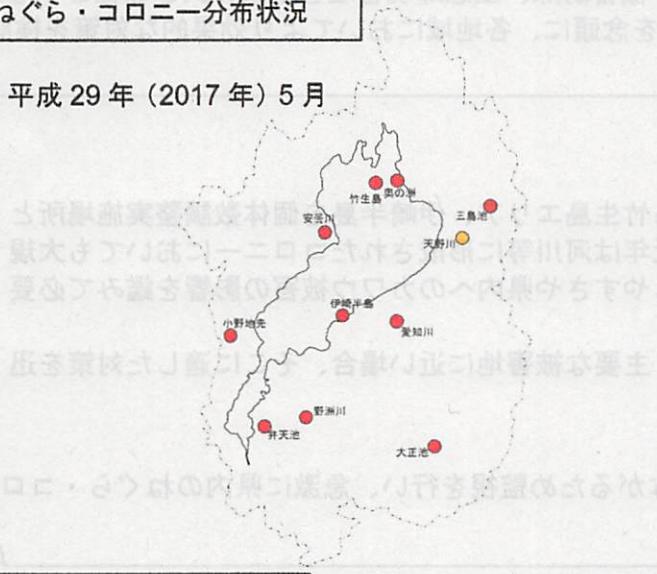
平成29年12月22日 県民政策コメント（募集開始）
平成30年1月22日 県民政策コメント（募集締切）
3月 環境・農水常任委員会報告
（県民政策コメントの実施結果および県計画案について）
滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）の公表

滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）（素案）の概要

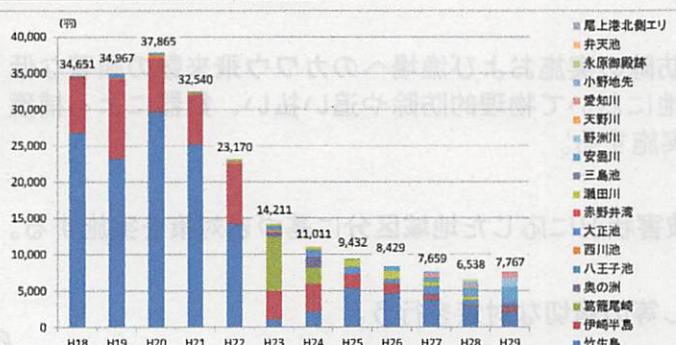
現 状

ねぐら・コロニー分布状況

平成 29 年（2017 年）5 月



カワウ春期生息数の推移



○生息状況

滋賀県では、カワウは 2 月頃から飛来し始め、3 月から 10 月にかけて繁殖し、10 月以降は大部分の個体が順次県外へ移動し越冬する。

滋賀県におけるカワウの生息数は、平成 20 年（2008 年）をピークに減少傾向にあり、平成 29 年（2017 年）春の調査では 7,767 羽となっている。

カワウの分布について、10 のコロニーと 1 のねぐらが確認されており、ねぐら・コロニーの箇所数は増加傾向にある。これまで竹生島エリアおよび伊崎半島の 2 大コロニーにカワウの生息は集中していたが、その比率は低下し、急激に生息数が増加したり新規に形成されるコロニー等が増えるなど、カワウが分散化している。

○被害状況

生息数の減少に伴い、水産資源の食害も減少傾向にあるが、一部地域では、カワウの分散化により被害の増加がみられる。

コロニーでは、枝折りおよび糞などによる土壤悪化等の影響により植生被害が発生していたが、生息数の減少に伴い植生回復の兆しが見られる。

近年、住宅地等に隣接するコロニー等では、悪臭や糞害等の生活環境被害が発生している。

計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日

計画の実施区域

県全域

管理の目標

- ◆ 漁業被害および植生被害の軽減
- ◆ 個体群の安定的維持

△ カワウ個体数について、漁業被害および植生被害が顕在化していなかった頃のカワウ生息数 4,000 羽程度に低減させる。（4,000 羽は指標であり、生息数や被害状況などに応じて順応的に対応する。）

△ ねぐら・コロニーや被害地毎の特徴を考慮しながら管理を行うことで、各被害地におけるカワウ被害を低減させる。

➡ 人間活動と共にカワウが生態系の一員として生息できる豊かでバランスの取れた生態系を取り戻す。

計画のポイント

施策の基本的な考え方

カワウの管理については、漁業被害や植生被害、生活環境被害を軽減するとともに個体群の安定的な維持を図るため、個体群管理（分布および個体数管理）、被害防除、生息環境管理を施策の大きな柱とする。対策の実施にあたっては地域特性に配慮し、3つの柱を念頭に、各地域においてより効果的な対策を検討し総合的に実施する。

個体群管理

1. 個体数管理

個体数調整について、これまでの効果が認められる竹生島エリア、伊崎半島を個体数調整実施場所として、春期生息状況をみながら継続して実施する。近年は河川等に形成されたコロニーにおいても大規模な営巣がみられることから、銃器捕獲等の対応のしやすさや県内へのカワウ被害の影響を鑑みて必要に応じて実施する。

新規コロニー・ねぐらにおいて被害が発生したり、主要な被害地に近い場合、そこに適した対策を迅速に行い、カワウ被害が分散、増加することを防ぐ。

2. 分布の管理

分布の拡大は今後の個体数増加や被害地拡大につながるため監視を行い、急激に県内のねぐら・コロニーの数が増加しないように努める。

被害防除対策

1. 漁業被害

「高い水準での安定的な漁獲を確保」を目指し、防除の実施および漁場へのカワウ飛来数の顕著な低減によって、漁業被害を効果的に減少させる。飛来地において物理的防除や追い払い、銃器による捕獲など地域の実情にあった効率的な対策を、総合的に実施する。

2. 植生被害

竹生島と伊崎半島において、植生保護の優先度や被害状況に応じた地域区分に基づき対策を実施する。

3. 生活環境被害

生活圏と一定の距離が保てるよう、早期に追い出し等の適切な対策を行う。

生息環境管理

1. 琵琶湖および河川環境の保全・整備

琵琶湖においては水産資源保全対策等の推進により、多様で豊富な魚類相を回復させ、漁業への影響を軽減させる。河川等においては、多様な河川環境の創出に配慮するように河川管理者や関係者と連携を図る。

2. 植生の復元

竹生島では短期的には自然遷移に任せ、長期的には照葉樹林（タブノキ・シイ林）への移行を目指す。伊崎半島では、地域区分に基づき広葉樹天然林主体の森林への誘導を図る。

その他必要な事項

1. モニタリングの実施

モニタリング調査を十分に行い、その結果を関係者や専門家と共有し科学的評価を行う。

2. 情報の収集・共有

情報の集約・連絡の仕組みを整え、カワウ対策がより円滑に進むよう情報共有に努める。

3. 広域対策

中部近畿カワウ広域協議会や関西広域連合等、広域的な枠組みでの取り組みを進める。

4. 普及啓発

関係部署や関係機関と連携し、カワウの生態や被害の状況など普及啓発を進める。